



米国反トラスト法違反に係る集団民事訴訟の和解金・納税者勝訴！

～親会社が全額支払っても国外関連者への寄附金ではない～

アメリカの反トラスト法は、企業が不当な手段を行使して競争を阻害する行為を規制することを目的とするなど、主に3つの法律から構成されています。これに違反すると、刑事罰が科され、さらにその違反によって損害を被った最終消費者などから集団民事訴訟による損害賠償請求訴訟を提起される事例があります。直近では、日本のT社に反トラスト法違反の評決が下ったようです（控訴検討中）。

今回は、集団民事訴訟を提起された法人が支払った和解金に関する事例を紹介します。

（令和7年9月10日東京地裁判決・認容・確定・納税者勝訴・TAINSコード：Z888-2872）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

原告は、米国の反トラスト法に違反する行為を理由として、米国の連邦裁判所において消費者団体等から集団民事訴訟を提起されるなどし、同訴訟において成立した和解に基づき、和解金を支払いました。原告は、各和解金の全額を損金の額に算入して法人税等の確定申告をしたところ、処分行政庁から、各和解金の額には原告の国外関連者B社が負担すべき金額が含まれており、同金額は、当該国外関連者に対する寄附金の額に当たるため、租税特別措置法66条の4第3項の規定によりその全額が損金の額に算入されないなどとして、法人税等の各更正処分及びこれらに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分を受けました。

<裁判所の判断>

- 1 各和解において、和解金の支払義務を負うこととされているのは原告のみであった。そうすると、原告は、各和解金の全額について支払を義務付けられていたと認められるから、原告が各和解金の全額を支払うことは、原告自身の義務の履行にほかならないというべきであり、各和解によりB社やC社といった原告の国外関連者に対して経済的利益を移転したものではないと認められる。
- 2 各和解は、原告が違反行為に関与したことに基づく極めて巨額の損害賠償責任を負うことを避けられない状況で締結されたものである。そして、各競合他社の動向や各原告団等の和解による解決のインセンティブ等といった事情をも総合すると、原告は、調停案を受け入れて各和解をするとの選択をしなかった場合、より高額な損害賠償金を支払わなければならない事態に至った蓋然性が相当程度高かったものと認められる。
- 3 以上に加え、米国反トラスト法違反行為に基づく損害賠償債務は、共謀者間の連帯責任とされており、しかも、損害賠償金を支払った者が他の共謀者に対して求償権を行使することは認められていないから、仮に、原告以外の者が本件違反行為に基づく損害賠償責任を原告と連帯して負っていたとしても、そのことは、原告の負う支払義務を縮減させるものではないこと、被告も、原告の支払った各和解金の額が、原告が本来負っている損害賠償債務の額よりも高い金額であったという主張はしていないことをも勘案すると、各和解金の額は、米国反トラスト法に基づいて原告が本来負うべき損害賠償債務の範囲を超えるものではなかったと認めるのが相当である。
- 4 原告は、原告自身の債務として、各和解により損害賠償金（和解金）の支払債務を確定的に負ったものであり、各原告団等との関係はもとより、B社やC社といった原告の国外関連者との関係においても、法的にみて原告が本来負うべき債務の範囲を超えて支払義務を負担したものではないと認められる。
.....（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判 55 頁）が必要な方は、2,500 円（税抜）で頒布しますので下記
あてご一報ください。